

平成30年度シート

<p>分担金・ 拠出金名</p>	<p>常設仲裁裁判所（PCA）分担金</p>	<p>種別</p>	<p>分担金</p>	<p>30年度 予算額</p>	<p>7,344千円</p>	<p>総合評価</p>	<p>B</p>
<p>拠出先 国際機関名</p>	<p>常設仲裁裁判所（PCA）</p>						
<p>国際機関等 の概要及び 成果目標</p>	<p>（1）設立経緯等・目的：常設仲裁裁判所（PCA）は、国際紛争平和的処理条約（1899年署名・1907年改正）によって設立することが定められた100年以上の歴史を持つ国際機関である。外交上の手段によって処理することができない国際紛争を直ちに、そして容易に付託することを目的とした仲裁システムを目指し、常時依頼することができる。また、仲裁事件の手続、その公開・非公開を選択でき、仲裁委員の構成も当事者の意思を反映させることができるなど、裁判手続に比して、より当事国の意思を主体とした紛争解決手続である点特徴的である。当裁判所は国際司法裁判所（ICJ）とは異なり、常勤の裁判官がいる訳ではなく、各締約国が仲裁委員として任命した国別裁判官団、各専門分野の専門家リストが名簿に登録されて管理され、紛争が生じたときには、当事国の合意に基づいてこの名簿から仲裁裁判官を選任することができる。</p> <p>（2）拠出の概要及び成果目標：          ・本分担金の拠出は、同裁判所の活動の基本的財源を確保するものであり、運営費に充てられる。PCAにおける分担金に関して日本は米国、英国、及びフランスと並ぶ最高の50単位を負担しており、日本の分担金はPCAの運営に多大なる貢献をしている（全加盟国の拠出金のうち、最大の6.4%）。          ・PCAに毎年係属している紛争の処理割合が一定以上であることを目標とし、国際社会における法の支配の推進への寄与を図ることを目標とする。</p>						
<p>1 専門分野 における活 動の成果・影 響力</p>	<p>・PCAは国際紛争平和的処理条約に基づき、外交上の手段によっては処理することのできない国際紛争の仲裁裁判による解決を目的としている。2000年代以降の広報活動の強化、私人又は国際機関が一方の当事者となる仲裁裁判の利用促進、扱い得る紛争を拡大するための各種選択規則の整備、事務局職員の待遇改善・増員等によりその利用を促進している。</p> <p>・教育・研究機関における講義、講演会の開催、PCA国際事務局事務総長等の締約国への訪問、年次報告書の公表等により、活動の成果を発信し、ビジビリティを確保している。</p> <p>・国連海洋法条約（UNCLOS）、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）等における国際紛争の仲裁の事務局として機能している。</p> <p>・2017年の係属事案数は160件（前年から12件の増加）となり、国際社会における法の支配の推進に大きな役割を果たしている。特に、国家間の紛争の処理においてPCAは世界的な権威を有しており、2013年-2015年の南シナ海に関するフィリピンと中国との間の仲裁を含め、多くの紛争において仲裁の場を提供している。</p> <p>・2017年、PCAは国際商事仲裁協議会（ICCA）との連携の下、エジプトとナイジェリアにおいて、アフリカにおける仲裁制度の活用促進に関するワークショップを行い、また、近時の仲裁事件増加に応じて、マレーシアやブラジル等とホスト国合意を締結し、積極的なアウトリーチ活動を実施している。</p> <p>・原則、年に2回行われる評議会において、日本は強い発言権を維持し、評議会に付される各種議題につき適時適切に発言をし、議論に貢献している。</p>						
<p>2 組織・財 政マネジメ ント</p>	<p>・外部監査 対象年度：2016年、実施主体：オランダ会計検査院（Netherlands Court of Audit）、報告・提出月：2017年6月、結果及び対応：特段の指摘事項なし。2017年の監査報告書については、2018年秋頃に提出予定。</p> <p>・財政状況の報告 報告・提出月：2017年6月（2016年度）</p> <p>・日本は、手数料に依存した財務体質では財政の持続可能性が確保できないとの問題意識から、行財政の公式、非公式の会合に積極的に参加し、PCAの発展と健全な財政の維持の両立のため発言を行っている。2018年度予算案について、当初PCA事務局よりインフレ等を理由に加盟国の分担金を前年度比4.7%増とする予算案が提示されたが、日本は名目ゼロ成長（ZNG）を基本としつつ、増加分に対する詳細な説明、増加率の縮小を求めた。妥協案として提示された2.4%増の予算成立に向け、現在事務局が加盟国と調整を行っているところ。</p> <p>・PCAの組織・財政マネジメントについては、全締約国により構成される予算委員会及び評議会（各々原則年2回開催）において報告され、厳しく精査されている。各締約国は、予算や組織運営が適切に行われるよう、財務委員の増員等の人件費増大や事務局発案の新事業等についても、財政面の適切な運営という観点から厳しく精査している。執行済みの予算に関する会計報告については、翌年末の評議会において最終報告が行われ、締約国向けホームページ上において公開されている。</p>						

3 日本の外交課題遂行における有用性・重要性	<p>・日本は、国際社会における法の支配の強化を外交政策の柱の1つとしており、様々な機会に力や威圧ではなく法に基づき紛争を平和的に解決することの重要性を訴えている。PCAは仲裁裁判という平和的手段による国際紛争の解決を推進しており、同裁判所の活動を支援することは、仲裁判断の受入・遵守を含め法の支配の強化を重視する日本の外交姿勢を国際社会に示す上でも重要である。PCAの分担金については、これまで日本は米国・英国・フランスと並ぶ最高の50単位を負担しており、その運営に多大なる貢献をしている。</p> <p>・原則、年に2回行われる評議会においても、その最大の分担金拠出国として強い発言権を維持し、評議会に付される各種議題につき適時適切に発言をし、議論に貢献している。拠出金における直接の成果は上記1のとおり。</p> <p>・2017年10月にはPCA事務次長が来日し、外務省や経済産業省、法務省関係者と協議した。この他、折に触れて、在オランダ日本国大使館とPCAの事務局職員との間で意見交換を行い、PCAの活動状況等に関する情報収集を行っている。</p> <p>・PCAは、国家間の紛争のみならず、国（国際機関）・私人間の紛争にも開かれていることから、その適切な運営は、日本企業のビジネス環境整備の観点からも有意義である。</p>													
4 日本人職員・ポストの状況等	加盟国等の数	全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017年12月末時点)	うち、 日本人職員数	うち、 日本人幹部職員数	日本人職員の比率 (2017年12月末時点)	日本人職員数 (前年同時期)	日本人幹部職員数 (前年同時期)							
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align: center;">121</td> <td style="width:15%; text-align: center;">42</td> <td style="width:15%; text-align: center;">1</td> <td style="width:15%; text-align: center;">0</td> <td style="width:15%; text-align: center;">2.4%</td> <td style="width:15%; text-align: center;">1</td> <td style="width:15%; text-align: center;">0</td> </tr> </table> <p>その他特記事項：</p> <p>・加盟国は、PCAの裁判官団として4名まで任命・登録が可能であり、日本が仲裁事案の当事者国となる場合、任命した4名を当該事案の裁判官として指名することができる。これまで継続して国別裁判官団を任命・登録してきており、現在も、村瀬信也（国連国際法委員会委員）、小和田恒（国際司法裁判所判事）、柳井俊二（国際海洋法裁判所判事）、薬師寺公夫（立命館大学教授）を任命・登録している。</p> <p>・在オランダ日本国大使館よりPCA事務局職員に対し、PCAの日本人職員派遣の可能性について打診・照会を行った。その結果、先方より、「地域的な多様性の観点からも、日本語などのアジアの言語を母国語とする人材が内部で勤務することは望ましいといえ、特に、PCAに金銭的な負担がない形で戦力となる人材が派遣されることは良いことであると考えている」との回答があり、ベトナムの政府職員を、情報のアクセス制限を前提にトレーニングエキスパートとして受け入れたケースについて紹介があった。</p>								121	42	1	0	2.4%	1	0
121	42	1	0	2.4%	1	0								
5 PDCAサイクルの確保等	PLAN	予算委員会(全締約国により構成)・財務委員会のもと、次年度の予算・会計が作成され、全締約国によって構成される評議会によって承認されている。												
	DO	評議会によって承認された予算は、付託された紛争処理手続や人件費に使用され、常時そして速やかに、当該紛争を処理することに努めている。												
	CHECK	財務委員会による予算執行に関する監査が毎年度行われる。												
	ACT	毎年度2回(原則)行われる評議会では予算執行について議論され、前年度の問題等について締約国により協議される。												
<p>・上記“ACT”に加え、日本は行財政の公式、非公式の会合に積極的に参加し、PCAの発展と健全な財政の維持の両立のため発言を行っている。</p> <p>・各国からの拠出金は、一律会計に組み入れられるため、日本等の特定国の拠出金のみの用途を特定することはできない。</p>														
担当課室名	国際法課													